

草・落ち葉



- ・上の写真の場合、草や落ち葉が土のう袋の中に入れています。
- ・草や落ち葉は土のう袋に入れずに、**燃やせるごみ袋（市指定のピンク色のごみ袋）**に入れてください。

せん定した枝



- ・上の写真の場合、せん定した枝が土のう袋に入れています。
- ・せん定して一週間以内の枝は、**せん定枝リサイクルプラント（赤松町）**に直接搬入してください。
- ・せん定して一週間以上経過した枝は、50cm以内に切って、**環境クリーンセンター**に直接搬入してください。

レンガ・コンクリート片



- ・上の写真の場合、レンガや明らかに側溝蓋の破片ではないコンクリートが土のう袋に入れられています。
- ・こういったものは、**不法投棄物として安城市清掃事業所（堀内町）に直接搬入してください。**

ごみの置き場所について



- ・上の写真の場合、ごみ袋がごみステーション以外に集積されています
- ・市の回収を希望される場合、**ごみ袋は町内のごみステーションに分散して出してください。**
- ・また**土のう袋は指定の集積場所に出してください。**

汚れたペットボトル



- ・上の写真の場合、汚れたペットボトルが土のう袋に入れられています。
- ・汚れたペットボトルは土のう袋に入れずに、**燃やせるごみ袋に入れてください。**

燃やせないごみ



- ・上の写真の場合、燃やせないごみ（緑色の園芸用支柱）が土のう袋に入れられています。
- ・燃やせないごみは土のう袋に入れずに、**燃やせないごみ袋に入れてください。**

使用できる土のう袋について



- ・上の写真だと、市指定の土のう袋以外のものが使われています。
- ・指定外の土のう袋を使用されると、一斉清掃で出た砂泥だと判断が付かないため、回収されずに残されてしまいます。
- ・土のう袋を使用される際は、**清掃事業所から配布されたものを使ってください。**